

令和4年度 組織目標（部局目標）



NO.	項目名
1	県民の信頼を支える適正な会計事務の推進
背景・課題（取り組むべき理由）	
<p>1 県民から信頼される県政を実現するためには、会計事務の適正な執行が不可欠である。しかし、令和2年度歳入歳出決算に係る審査意見書においても、財務規則等の基本ルールが十分理解されていないと思われる誤りが認められたことなどから、<u>職員の財務知識の習熟度の向上と適正な事務執行体制の確保に取り組む必要があるとされている。</u></p> <p>2 令和2年度から事務適正化推進方針に基づき内部統制制度が導入され、会計管理局は共通事務所管課のひとつとして、各所属の行う事務適正化のための取組やその改善に係る指導・助言を行うなどの役割を担っている。 <u>そうした中、令和2年度事務適正化（内部統制）評価報告書では、「契約締結遅延（契約締結の遅延のほか、契約書の内容等の誤り、契約書で定めた提出書類の徴求漏れなどの契約事務に関する不備を含む）」について、「整備上の不備」があるとされたところである。</u> <u>このため、各所属自らが、契約事務に関する事務手続の再確認を行うことができる仕組みについて検討していく必要がある。</u></p> <p>3 また、監査委員からは、単独機関で不適正な会計事務処理事例が多いことから、同機関の会計事務改善に会計管理局として一層対応するよう求められている。</p>	
目標（今年度末に目指す状態）	
<p>契約条例の施行に併せて、これまで以上に各執行機関の会計事務の能力向上を図るため、内部統制のしくみと連携して各執行機関に対する指導・支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定の委託契約等について、事前審査を実施する（新規）。 ・単独出納機関の事務の支援のため、すべての県立学校を対象として実地検査を実施する（昨年度の対象は県立学校の半数）。 	
取組内容（事業内容）	
<p>1 財務会計書類の審査等を通じた指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財務会計書類の審査等を通じた指導 <ul style="list-style-type: none"> ・事前合議制度を導入し、契約執行方法等の審査を行うなど、年間を通じ、財務会計書類の審査等を通じて、執行機関に対し、財務会計事務の一層の適正化に係る指導を行う。 ・不適正な会計事務処理につながる事例を把握したときは、会計事務改善報告書の提出を求め、再発防止に向けて組織的な対応を促す。 <p>2 財務会計研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財務会計事務を担当する職員を対象に、習熟度別、テーマ別の研修を行い、財務会計知識および事務処理水準の向上を図る。 <p>【CO2ネットゼロ関連】</p>	

- ・研修内容については、録画音声データをグループウェアに掲載し、時間・場所を問わず、誰でも閲覧できる環境を整備する。

3 会計実地検査

- ・重点検査項目を設け実地検査を行う。
特に、監査等で指摘の多い県立学校については、すべての学校を対象に検査を行い、検査だけでなく、事務処理誤りを起こしやすい項目や過去の検査指摘事項の改善状況について、学校ごとに個別に確認を行う。

4 事務適正化推進方針に基づく内部統制制度

- ・契約締結の遅延のほか、契約事務手続での不適切な事務処理の発生を防止するため、各所属自らが、契約事務の各段階において、事務手続のチェックを容易に行うことができるためのツールの作成を行う。【新規】

5 会計管理局職員の財務会計知識の向上と人材育成

- ・職員の財務会計知識のさらなる向上と人材育成に取り組む。

6 工事検査課における適切な検査の実施および検査等を通じた指導

- ・建設工事の検査では、県民が安全に長く使用、利用できる社会資本の品質を担保することが求められており、工事途中の中間検査から、請負業者へ積極的に指導・助言を行う。
- ・また、良いものをつくるには、発注者側の監督業務も重要であり、監督職員に対して、慎重な施工が必要なもの、間違いやすい基準等検査の中での気づきをとりまとめ、情報提供する取組を行う。

令和4年度 組織目標（部局目標）



部局名 会 計 管 理 局

NO.	項目名
2	「滋賀県が締結する契約に関する条例」に基づく契約に関する取組の推進
背景・課題（取り組むべき理由）	
<p>1 「滋賀県が締結する契約に関する条例」（以下「条例」という。）が令和4年4月1日から施行された。 県が関与する契約が基本理念にのっとったものとなるよう、この条例に基づき（第6条第1項）具体的な取組方針として令和4年3月に策定した「滋賀県の契約に関する取組方針」により取組を進めることとしている。</p> <p>2 条例では、県の契約における契約内容の明確性や履行確認の水準の向上を図るため、仕様書等の適切な作成や適正な履行を確保に向けた検査等の適切な実施について定めている（第7条から第12条まで）。 その具体化のため令和4年度に会計管理局管理課に契約指導係を設置するとともに総務部から検査課を移管したことを踏まえ、各所属における契約締結から検査業務までの一連の契約事務に対する指導や支援の充実・強化を図る必要がある。</p>	
目標（今年度末に目指す状態）	
<p>取組方針において新規に取り組むこととした事項について、着実に検討、実施する。</p> <p>◎CO2ネットゼロ関連 取組方針 ○ No.160 CO2ネットゼロ社会づくりの推進に取り組む事業者等から優先的に物品等の調達を行うことを検討する。</p>	
取組内容（事業内容）	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境に配慮した事業活動、多様な人材の活用や県の契約の履行に係る業務に従事する者の労働環境の整備等に係る事業者の取組状況を調査し、結果を分析する。 ・ 物品・役務業務に係る契約審査会の設置に向け、具体的な運営方法等を検討する。 ・ 業務委託契約についてアドバイザーを設置するとともに、物品購入契約も含め、入札執行、契約締結から検査業務までの一連の契約事務に対する指導・支援を行う。 ・ 地方機関等が行う庁舎修繕工事に係る仕様書作成、積算、業務の監督および検査についての技術的支援を実施する。 ・ 業務の監督および検査を行う職員の資質向上のための研修を実施する。 	

令和4年度 組織目標（部局目標）



部局名 会 計 管 理 局

NO.	項目名
3	会計事務におけるDXの推進
背景・課題（取り組むべき理由）	
<p>1 会計事務の正確性・効率性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 財務会計システムが導入されているが、元資料が紙ベースであるほか、複数のシステムにまたがる業務フローに紙処理が組み込まれていることから、手作業による入力や目視によるチェックが多い。そのため、確認に手間がかかるとともに、入力やデータ照合などの過程で誤りが発生しやすい。 財務会計システムでは情報が一元的に管理できていないため、庁内にエクセルで照会することが多い。そのため、各種統計資料の作成等に手間と時間を要している。 ⇒ 財務会計システムの機能追加や新たなデジタルツールの導入、連携を行うことにより、<u>業務の正確性や効率性の向上を一層図る必要がある。</u> <p>2 県民・事業者の利便性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 県税以外の公金（県営住宅家賃や各種貸付金償還金などの公金を納入通知書により納付する場合）については、指定金融機関等の窓口での納付に限定されており、公金収納取扱窓口の拡大を求める要望がある。 近年、スマートフォンアプリ等を活用した様々な電子決済サービスや電子契約等の会計事務を処理するデジタルツールが普及・拡大してきている。 新型コロナウイルス感染症の拡大により非対面による手続きの拡充が求められている。 ⇒ 時間と場所にとらわれない、「いつでもどこでも」公金を納付できる環境の整備や、会計事務のデジタルツールの導入により<u>県民・事業者の利便性の向上を図る必要がある。</u> <p>上記課題の解決のため</p> <p><u>会計業務の見直し(BPR)による事務の最適化が必要</u></p>	
目標（今年度末に目指す状態）	
<ul style="list-style-type: none"> 会計事務について業務の見直しを実施し、再構築のロードマップを作成する。 公金のコンビニ収納、スマートフォン決済を令和5年度から開始できるよう準備を完了する。 ゆうちょ銀行での公金取扱について令和5年度から開始できるよう準備を完了する。 	
取組内容（事業内容）	

- ・会計事務の再構築検討

会計事務全般について、県民・事業者の利便性向上や正確かつ効率的な会計事務の実現の視点に立ち業務見直しを実施する。

会計事務におけるDXの推進として、以下の項目を検討していく。

- ・新しいデジタルツール導入による効果の検証
- ・既存業務のデジタルツール活用による効果の検証
- ・デジタルツール導入による業務フロー変化の検証

- ・公金の収納方法の多様化

- ・県税以外の公金の納入通知書による納付方法として、コンビニエンスストアおよびスマートフォンでの収納ができるよう、事業者との契約締結や財務会計システムの改修等を行う。
- ・多くの窓口があるうち銀行で公金の取り扱いを開始するため、指定金融機関とのデータ連携等の調整を行う。
- ・納入通知書以外の収納（収入証紙や現金による納付）について、関係所属と連携して、電子申請システムの機能を活用した公金の電子納付（クレジットカードによる納付）の拡大を図る。